

令和元年度 第8回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和元年11月11日（月）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 8名

1番 藤 平 清 子 君	
2番 小 泉 治 久 君	2番 吉 田 一 男 君
3番 柳 生 利 幸 君	3番 山 崎 明 君
4番 浅 野 敬 司 君	4番 小 見 川 清 君
5番 吉 田 和 嗣 君	5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 島 田 辰 男 君	6番 福 岡 み つ 子 君
7番 長 谷 川 義 洋 君	
8番 横 張 清 彦 君	8番 野 口 裕 司 君
9番 青 山 和 泉 君	9番 栗 山 繁 君
10番 山 崎 久 司 君	10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農地利用最適化推進委員1番 渡邊 通 君
農地利用最適化推進委員7番 諏訪原早苗 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は18名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、5番吉田和嗣委員・8番横張清彦委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日10月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が63aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。営農計画はレンコンです。

整理番号2番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が8aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、相続財産整理の為でございます。営農計画は、水稻です。

整理番号3番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が19aです。譲受人の理由としては、営農型太陽光発電事業の為でございます。譲渡人の理由としては、譲受人の要望による為でございます。営農型太陽光発電で、パネル9a、地上権設定、3年毎の更新になります。営農計画は柿です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利幸委員、整理番号2番を4番浅野敬司委員、整理番号3番を9番青山和泉委員、お願いいたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われまます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

4番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、利用可能な遊休農地で、周辺の農地は、現在、譲受人が耕作しております。本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

9番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、旗竿地となっており、原野化が進む休耕中の農地であります。今回、営農型発電設備設置に伴い、遊休農地解消に一役担うものと見込まれます。周辺農地への影響も、問題ないと思いますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

6番： 整理番号2番は、相続人がいないのですね。

事務局： マイナスが多く、相続放棄となり、管財人が入りました。残った1筆を、隣地を耕作している譲受人が、所有権移転（売買）することになりました。

議 長： 他、質疑はありますか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日10月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積5aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は令和2年1月20日から令和2年4月20日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。住宅が連坦し、農地の広がりには10ha未満の2種農地です。

整理番号2番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積19aの内0.005aです。転用理由は、営農型太陽光発電設備の支柱を設置するためです。転用計画は、営農型太陽光発電設備の支柱です。工事期間は令和2年1月10日から令和2年3月10日までです。契約内容は使用貸借権（20年）です。太陽光パネル〇〇〇W×〇〇枚、出力〇〇Kw、発電出力が〇〇Kw×9台で〇〇Kw、営農計画は、榊です。

整理番号3番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積11aです。転用理由は、太陽光発電設備を設置するためです。転用計画は、太陽光発電設備です。工事期間は令和2年1月20日から令和2年2月20日までです。契約内容は地上権（23年）です。太陽光パネル〇〇〇W×〇〇枚、出力〇〇Kw、発電出力が〇〇Kw×〇〇台で〇〇Kwです。

整理番号4番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積3aの内0.4aです。転用理由は、太陽光発電設備の進入路として利用するためです。転用計画は、太陽光発電設備の進入路です。工事期間は令和2年1月20日から令和2年2月20日までです。契約内容は通行地役権（23年）です。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を9番青山和泉委員、整理番号3番4番を8番横張清彦委員お願いいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在耕作中の農地であり、適正に管理されていました。また、自己用住宅建築にあたり、周辺農地の営農への影響も無く、隣地境界についても問題ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、整理番号2番について報告します。隣地境界についても問題ないと思います。営農についても、農業生産法人〔株式会社〇〇：埼玉県〇〇市〕を介して、技術的支援や販路を保持できるものと思います。しかし、議案第1号農地法第3条整理番号3番との兼ね合いもあり、面積の確認が必要ですね。農地法第5条で、営農型は支柱部分の面積の申請ですので、農地法第3条の面積は、支柱部分の面積を除いた面積が正しいのではないかと思います。よって、本申請については、確認しだいということで、保留が相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局： 面積の確認を致します。

8番： 整理番号3番4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。いずれも、利用可能な遊休農地でありました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画から周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番： 契約内容の使用貸借権と通行地役権の違いは何でしょうか。

事務局： 使用貸借権は、無償で借りて使用収益した後、返すことをいいます。通行地役権は、通行という目的のために設定されます。

9番： 整理番号4番の通行地役権ですが、分筆して転用したほうが良いのではありませんか。

事務局： 進入路がなかったために、一部を現状のまま利用するというので、地積測量図と図面が提出されています。

議長： 他、質疑はありませんか。
(「質疑なし」との声あり)
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。整理番号2番については、面積の確認がとれるまで保留とします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)>

議長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 現況確認証明の発行について(非農地証明)
整理番号1番、申請日10月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は14aの一部0.2a、用途は登記申請(地目変更)の為で、現況写真(非農地)国土地理院昭和37年5月8日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されています。母屋の建替えに伴い、納屋の軒が農地にはみだしていることを、建築指導課より指摘、指導され、申請となりました。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を9番青山和泉委員、お願いいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。境界を確認し、既存の納屋が宅地境界線のギリギリに建っており、従来は下屋部分が農地へ張り出していた形跡が見られましたが、現在は撤去され、屋根の軒部分が農地に掛かっていました。航空写真からも、建物が確認でき、申請箇所が宅地として利用されている状態であることが判断できます。
しかし、そもそも農地の一部を分筆せずに非農地証明を発行することができるのか、事務局にうかがいます。

事務局： 不動産登記法では、分筆しないと地目変更が出来ません。農地法は、分筆されていなくても、土地の権利者の同意により、地積測量図などで、明確に特定されれば、現況確認証明の対象となります。県農業会議へ確認済みです。

議長： 他、質疑はありませんか。
(「質疑なし」との声あり)
質疑なしと認めます。
これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

＜議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について＞

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が10a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、3年の再設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が12a、地目は畑、1筆、面積が18a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、5年の再設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が64aの内33a、権利は賃貸借の利用権、利用権の内容は水稲で、5年の再設定、地目は畑、1筆、面積が64aの内20a、権利は使用貸借の利用権、利用権の内容は普通畑、5年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、3筆、面積合計が30a、権利は賃貸借の利用権、利用権の内容は水稲で、5年の再設定、地目は畑、1筆、3a、権利は賃貸借の利用権、利用権の内容は普通畑、5年の再設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、4筆、面積合計が62a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲、3年の再設定です。

議長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番： 整理番号3番、畑の同じ筆で、内容が水稲と普通畑ですが、どうなっていますか。

事務局： 同じ筆ですが、水稲（陸田）と普通畑になっています。

議長： 他、質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜報告事項＞

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 4、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和元年11月11日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

- 議 長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に
対する決定について、案件は7件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務
局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、
案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務
局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は
1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務
局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第4号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

- 議 長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願
いします。

事 務 局： その他（事務連絡）

①活動報告

- 10月15日（火）～16日（水）麦種子配布
- 10月15日（火）～18日（金）サンクラブによるサツマイモ掘り
- 10月16日（水）会長・事務局長会議 県農
- 10月17日（木）～18日（金）県南協視察研修
- 10月24日（木）さわやかフェア準備〔里芋掘り〕
- 10月26日（土）さわやかフェア準備 君原公民館
- 10月27日（日）さわやかフェア〔売上金の一部 寄付〕
- 11月 1日（金）いばらき女性農業委員役員会

②今後の予定

- 11月14日（木）～15日（金）むつみ会旅行
- 11月15日（金）農地の集積・集約化推進大会〔小美玉市〕
- 11月18日（月）会長・事務局長会議 県農
- 11月28日（木）全国会長集会〔港区〕

③現地調査及び総会の予定

- 12月現地調査 12月 9日(月) 当番農委 9番青山和泉委員
当番農委 1番藤平清子委員
- 12月定例総会 12月10日(火) 午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時30分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印